

箕輪町立箕輪北小学校

「チーム北小」 PTAのしおり



1年生の保護者の皆様、お子様のご入学おめでとうございます。

私達保護者は、お子様のご入学と同時に箕輪北小学校PTA会員として、これから様々な活動をしていくことになります。

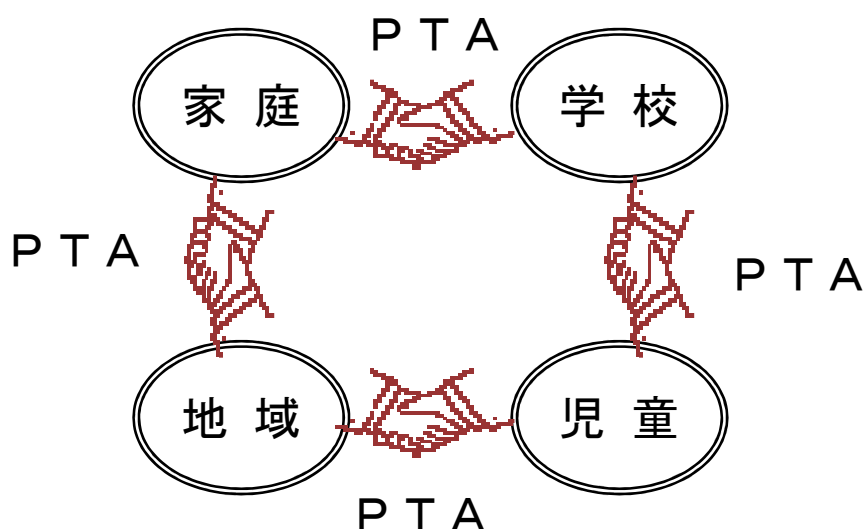
校歌や親子文集のタイトルにも使われている「もろともに」。この言葉にはみんなで、一緒にという意味があります。同級生同士、全校児童同士、先生と児童が一緒になって学校生活を過ごす。そして成長していく。PTAとしても同じことが言えます。PTAは子どもと先生(学校)と親、そして昨今は地域の4つが一緒に活動していくチームです。こどもたちの健全な成長・育成のために、活動を通じてより良い環境作りを進めていくことが目的です。また活動しながら保護者同士のつながりを深めたり、親自身の成長を高めたりしていくことも考えています。通学時の安全を見守って下さる北小通学パトロールの皆様は地域として北小学校を支えていただいています。

そう考えると、北小学校は創立当時から「みんなで進んでいこう」という願いが込められています。校歌を歌い「もろともに」と口ずさむたびに北小学校創立時の諸先輩方の先見性に感心するばかりです。

PTA活動について不安も多いかと思います。ぜひこの「しおり」をご参考にしていただき、北小のPTA活動のことを理解して積極的な参加を御願います。


活動のすべては北小学校へ通う「こどもたちのため」「我が子のため」。箕輪北小学校のPTA活動「チーム北小」にご協力のほど宜しく御願致します。

PTAはそれぞれの橋渡し役



1、PTAの年間行事(保護者対象)

年間を通じて保護者の皆様にご参加いただく行事があります。

| 月 | 行事 | 対象 |
|----|------------|---|
| 4 | 第1回PTA総会 | 全保護者 |
| | 新入職員歓迎会 | 全役員および参加を希望される保護者 |
| 5 | PTA講演会 | 全保護者  平成23年度は、松本市の児童書専門書店「ちいさなおうち」店長越高一夫先生にご講演いただきました。 |
| | PTA作業 | 1年保護者 |
| 7 | アルミ缶回収 | 全保護者  |
| | 地区懇談会 | 全保護者 |
| 8 | みのわまつりPTA連 | 全役員、2・4学年児童と保護者全員および参加を希望される保護者 |
| 9 | 運動会 | 全保護者 |
| 10 | PTA作業 | 6年児童と保護者    |
| | PTA親子文集原稿 | 全保護者(発行は3月) |
| 3 | 第2回PTA総会 | 全保護者 |
| | お別れ会 | 全役員および参加を希望される保護者 |

その他、3ヶ月に1回程度の朝の通学指導や下校時の通学路見回り(北小PTAパトロール)があります。

2、参観デーと学級・学年懇談会

1年間に何回か「授業参観デー・参観日」があります(2011年度は全6回)。子ども達の学校の様子を知る絶好の機会ですので、是非ご都合をつけて参加してください。

授業参観が終わったあとは「学級学年懇談会」が開催されます。この懇談会は各学級学年会長さんが主体となり、子供たちの学校での様子を振り返りながら保護者同士そして担任の先生とのつながりを深める場です。先生と保護者が問題に感じていることなどもざっくばらんに話をしながら、子ども達のより良い成長のために考えていきましょう。

近年は夫婦共働きで、なかなか会社を休んでまで来ることができない方も多いかと思います。また下に保育園のお子さんがおられる方は、ちょうどお迎えの時間になってしまうなど、参加しにくい事情があるかと思います。毎回は無理でも、可能な限りでけっこうですので積極的に参加して下さい。



授業参観の様子

3、家庭での学習(家庭読書の推進)

北小学校では家庭読書を積極的に推進しています。2011年度の読書アンケートの結果では、子ども達の80%近くが読書が「とても好き」「好き」と思っています。週末は1時間でも良いのでテレビを消して、親子で読書に浸る時間を作ってみましょう。1年生は読む事が難しいので、保護者の皆さんが読み聞かせをしてあげて下さい。授業参観のあとで親子で図書館に行き、一緒に選び借りてくるのも良いと思います。親子で同じ時間を共有する事で、ふれあいも深まります。毎週週末は家庭読書の日！



平成23年度のPTA行事「図書館開放デー」の様子

4、親子で元気にあいさつをしましょう

「おはよう」「こんにちは」「いただきます」「ごちそうさまでした」「さようなら」「おやすみなさい」・・・家庭のなかであいさつをする機会が多いと思います。特に朝の「おはようございます！」は、その日の我が子の体調・気分が一瞬でわかる大切な言葉です。学校でも同じ。登校時の「おはようございます」。お客様が来校された時は「こんにちは」。今日一日元気に学校で過ごせたことへの感謝の気持ちを込めて「さようなら」。

地域の方そして他校の先生方から「北小のこどもたちはあいさつが良いですね」とお褒めの言葉を頂くことが多いです。是非ご家庭そして親子できちんとあいさつができる雰囲気作りをしていって下さい。



朝の校門前の様子 みんな元気にあいさつをかわしています

5、地域と積極的につながりをもって下さい。

皆さんがお住まいになっている地区の、古くからの伝統行事や子ども会のイベントそして地区運動会など地域と子どもが触れ合う機会には積極的に参加をして下さい。子ども達に自分の故郷を大切にする心を育てる事ができます。また地域のみなさんに顔を覚えてもらい声をかけていただける事は、安心安全な環境作りにも役立ちます。



みのわまつり「ワクワクダンシング」への参加。PTA連も大勢参加しています

6、「北小PTAパトロール」と「北小通学パトロール」

通学時における子ども達の安全確保のために、保護者の皆さまと地域ボランティアの皆さまによる通学パトロールを行っています。お忙しい中ですが、ご協力を御願いたします。

6-① 経緯

平成17年前後

全国的に小学生の行方不明・誘拐による殺害事件が多発。心配された沢区の有志の皆さんが、子ども達の下校時に交差点や危険箇所で見守ってほしいと、ボランティアで「北小通学パトロール」を始めて下さる。

平成18年2月

当時のPTA会長の発案で、保護者による「北小PTAパトロール」が始まる。子ども達の下校時に全保護者が当番制で通学路を見回るようになった。

平成18年度PTA校外指導部三役と庶務部で「北小PTAパトロール要項」を再検討。この時、「沢北・沢南1・沢南2」ブロック(エリア)について、世帯数が多いということで、他ブロックと当番回数がおよそ平均になるようにとの配慮から、1家庭から2家庭の当番になり、北側と南側の2つに分かれての活動となる。

北小通学パトロールの拡大

沢区ボランティアの「北小通学パトロール」は、発足当初、八乙女、大出を含む北小学区全体のパトロールをしていただいていた。その後、大出、八乙女区の方々のボランティアパトロール(各支会)が発足し、バトンタッチする。平成23年度時点で100名を超える多くの地域の皆さんが活動に参加していただいている。

6-② 実績

◎ 「不審者等の事件が少ない」「交通事故が少ない」各団体より表彰

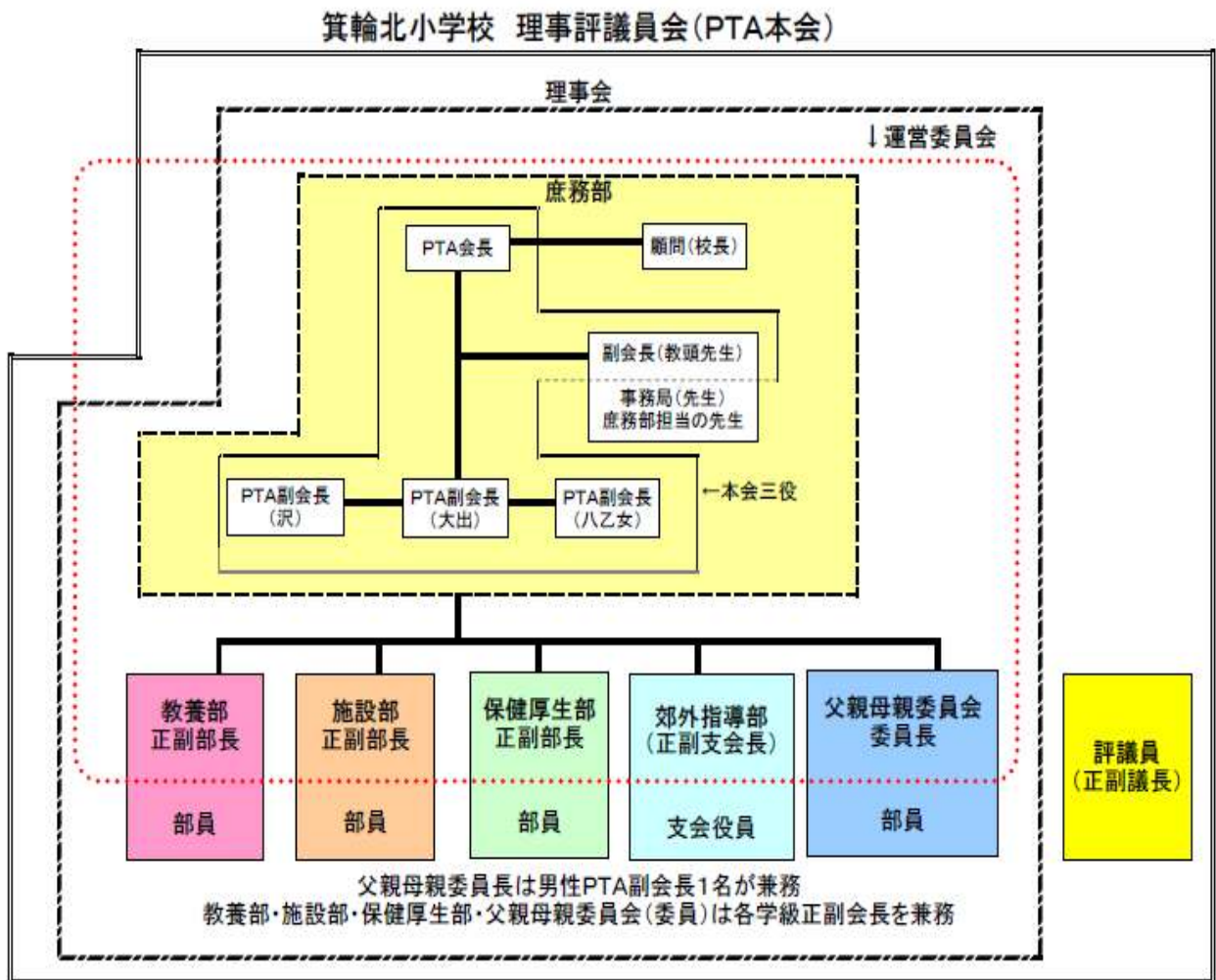
- ・ 平成18年「表彰状」伊那防犯協会連絡協議会 伊那警察署
- ・ 平成22年「感謝状」伊那警察署 伊那安全協会
- ・ 平成23年「防犯功労団体表彰」長野県警察本部 長野県防犯協会連合会



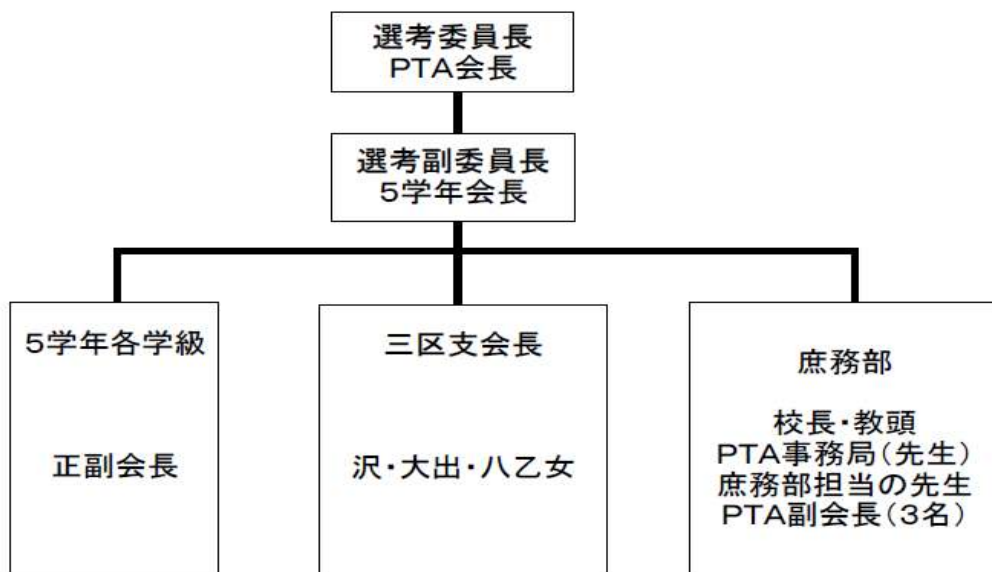
「防犯功労団体表彰」を受賞され、校内での報告会の様子

7、PTA役員

7-① 組織図



PTA次年度役員選考委員会



- 【理事評議員会】 【PTA本会】ともいい、すべての北小PTA役員で構成される。
- 【理事会】 庶務部と各専門部正副部長・部員で構成される。
- 【運営委員会】 庶務部と各専門部正副部長にて構成。アルミ缶回収などの計画・運営を行う。
- 【庶務部】 北小PTA活動全体の企画・運営・検討と校外(町・郡)との連携・折衝を代表として行う。正副PTA会長は【本会三役】ともいい、立候補もしくは選挙によって選出される。
- 【教養部】 児童・保護者の学習・教養のために講演会の企画、運営やPTA親子文集「もろともに」PTA新聞「もろともに」の発行を行う。各学級正副会長から選出される。
- 【施設部】 年2回のPTA作業などを企画・運営し校内の施設・器具・環境の整備改善を行う。各学級正副会長から選出される。
- 【保健厚生部】 救命救急講習会などの児童の保健衛生・厚生面での企画・運営を行う。各学級正副会長から選出される。
- 【校外指導部】 【支会役員】を兼務し、通学や長期休みなど校外での安全確保に関わる企画・運営や各区・支会毎のPTA行事を企画・運営する。また区の代表として地域や町との連携を深める。6学年の保護者(正副会長以外)より選出される。
- 【父親母親委員】 子どもとの接し方や子どもを取り巻く環境について、外部団体とのつながりを深めると共に、学級・学年懇談会の運営を支援する。また家庭での学習(親子読書)推進を企画・運営する。委員は各学級正副会長より選出されるが、委員長はPTA男性副会長1名が兼務する。
- 【評議員】 理事評議員会(PTA本会)の計画・予算・決算を審議する。本会の運営に協力すると共に、各地区での問題発生時は支会役員とともに対応する。学年(学級正副会長以外)毎、各支会より1名選出される。なお、正副議長を合議により1名選出し、理事評議員会の司会を行う。



学年レク

7-② PTA役員の年間行事(理事評議員)

役員になると以下のような研修や活動があります。

| | 行事 | 対象 | 主催部・委員会 |
|----|--------------------|---------------------------------|---------|
| 4 | 第1回理事評議員会 | PTA理事評議員全員 | 庶務部 |
| | 第1回PTA総会 | 全保護者・役員・先生方 | 庶務部 |
| | 学級正副会長研修会 | 学級正副会長 | 庶務部 |
| | 新入職員歓迎会 企画運営 | PTA役員と先生方 | 保健厚生部 |
| 5 | PTA講演会企画運営 | 全保護者と先生方 | 教養部 |
| | PTA作業企画運営 | 第1回(1年生保護者) | 施設部 |
| 6 | アルミ缶回収企画運営 | 運営委員会 | 庶務部 |
| | 学区内危険箇所確認 | PTA会長・校外指導部 | 校外指導部 |
| 7 | 救命講習会企画運営 | PTA理事評議員全員(プール当番担当者) | 保健厚生部 |
| | 地区懇談会 | 各地区全保護者 | 各支会役員 |
| 8 | 第2回理事評議員会 | PTA理事評議員全員 | 庶務部 |
| 9 | 運動会準備と片付け | PTA理事評議員全員 | 庶務部 |
| 10 | PTA作業企画運営 | 第2回(6年生の保護者と児童) | 施設部 |
| 12 | 来年度PTA役員選考 4回程度 | 役員選考委員会 (正副会長・各支会長・5年正副学級会長) | 選考委員会 |
| 1 | 第3回理事評議員会 | PTA理事評議員全員 | 庶務部 |
| 2 | 第4回理事評議員会 | PTA理事評議員全員・新正副会長 | 庶務部 |
| | 新旧正副部長引継ぎ | 各専門部正副部長 | 庶務部 |
| | 「もろともに」発行 | 全保護者と先生方 | 教養部 |
| 3 | 第2回PTA総会 | 全保護者・役員・先生方 | 庶務部 |
| | PTAお別れ会 企画運営 | 全役員および参加を希望される保護者 | 保健厚生部 |

これ以外にPTA正副会長になると対外的な行事や会議・研修会が多くなります。また各支会によっては独自の行事(伝統行事や長期休み中のイベント)などの企画運営も必要です。

平成23年度 関東ブロックPTA研究大会



7-③ PTA正副会長、学級学年正副会長の仕事(概要は会則参照)

・PTA会長

6年生の保護者より1名選出される。

北小PTA全体の運営、町・北部・郡・県の各PTA連合会会議・研修への参加。

・PTA副会長

6年生の保護者より3名(内一人は女性)選出される。教頭先生も副会長職。

北小PTA全体の運営(会長補佐)、会長事故の時は代行。

町、郡の各PTA連合会会議・研修への参加。

男性副会長1名は父親母親委員長を兼務。

・各学年正副会長

各学年の学級会長より選出される。

学年懇談会の計画、進行。学年レクなどの企画及び会計監査。

各専門部(支会役員・校外指導部を除く)の部員となり行事を運営。

・各学級正副会長

各学級懇談会の計画、進行。学級レクなどの企画及び会計監査。

各専門部(支会役員・校外指導部を除く)の部員となり行事を運営。6年生の学級会長は各専門部(支会役員・校外指導部を除く)の正副部長を兼務し行事を計画、運営する(保健厚生部の副部長は慣例により5年生学級会長より選出)。

7-④ 学年学級正副会長の仕事

【学級正副会長の仕事】

- ① 学級懇談会の企画・司会進行。
- ② 各専門部(PTA理事)に所属し年間行事を運営する。
- ③ 5年生の学級正副会長は翌年度のPTA役員を選出する
「PTA役員選考委員会」に所属する。
- ④ 6年生の学級正副会長は各専門部(支会役員・校外指導部を除く)の正副部長となり、年間行事を企画し全体運営を行う。

【学年正副会長の仕事】

- ① 学年懇談会の企画・司会進行
- ② 学年レクなどの企画・運営
- ③ 5学年の学年会長は「PTA役員選考委員会」副委員長を兼務する。

8、学級学年懇談会の進め方

学級正副会長になると懇談会や行事の司会をしなければなりません。ですが多くの方が「人前で話す事が苦手だから司会なんて・・・?」「出席人数は・・・?」「懇談会が盛り上がらなかったらどうしよう・・・?」と不安を感じてしまいます。多くの方に参加していただき、会話も盛り上がる活発な懇談会にするために、こんな方法で企画してみたらどうでしょうか?

事前準備:段取り八分、準備が良ければ成功したも同じ!

① 懇談会の2週間くらい前

【担任もしくは学年主任の先生と懇談会のテーマを決めましょう】

懇談会当日、何を話すのかしっかりテーマを決めましょう。テーマの無い懇談会は、一人一言づつ順番通りに言ってオシマイ・・・となりがちです。参加した方が何かを得られたり感じられる懇談会にしたいものです。

例) 子どもの成長や生活、学校での様子について

行事の企画

保護者同士の情報交換

(何についての情報交換をするか決めておく必要があります)

② 懇談会の1週間前

【保護者の方に「懇談会のテーマ」を知っていただくためにお便りを出しましょう】

担任の先生が作るクラス便りや学年便りに載せてもらうのも良いでしょう。テーマが事前にわかれば、出席される方も事前に自分の思いを考えることもできます。もちろん「多くの方が参加してください!」といった呼びかけを忘れずに。

また、どんな感じに懇談会を進行するか先生方と調整をして下さい。懇談会といっても限られた時間ですし、保育園のお迎えなどが重なってしまうこともあります。また先生方からの連絡事項もあるかもしれません。時間内でスムーズに進行できるように、事前にシナリオを考えておきましょう。

③ 懇談会当日(楽しくやりましょう!)

【自己紹介は簡単に楽しく】

年度始め第1回の懇談会は全員で自己紹介するのも良いと思います。が、この自己紹介もけっこう大変で、人数が多いとかなり長時間になってしまいますし、「次は私の番・・・と思うとドキドキしてしまう」といった声もよく聞きます。

例えば2分間という時間の中で、とにかく多くの方と自己紹介をしてみるというのも良い方法です。2分間ってけっこう短いんです。「〇〇の母です」「〇〇の父です」「宜しく御願います」この繰り返し。「宜しく御願います」の後でハイタッチをしてみると更に盛り上がります!たとえ全員の方と自己紹介し会えなくても大丈夫です。これから1年間いや6年間あるのですから・・・。

9、PTA役員を選出と免除事項

9-① PTA役員は下記の事項を元に選出されます。

- ① 新6学年の保護者よりPTA会長1名、男性PTA副会長2名、女性PTA副会長を1名立候補若しくは推薦による選挙で選出する。PTA副会長は各支会1名ずつ選出するものとする。
- ② 各学級、正副会長を立候補若しくは合議により1名選出する。
- ③ 各学年正副会長は②により選出された学級正副会長より合議により選出する。
- ④ 各学級正副会長は各専門部(校外指導部・支会役員を除く)の部員を合議により選び兼務する。
- ⑤ 新6学年学級正副会長の中から教養部正副部長・保健厚生部部長・施設部正副部長・父親母親副委員長を合議により選出する。
- ⑥ 新5学年学級正副会長の保健厚生部員より副部長を1名合議により選出する。
- ⑦ 新6学年の保護者(学級正副会長以外)より各支会役員を合議により選出する。各支会毎、正副支会長を1名ずつ持ち回り表に従い選出する。なお、支会役員は校外指導部を兼務する。
- ⑧ 各学年、各支会毎に評議員を1名合議により選出する。選出された全評議員の中から正副議長を1名ずつ選出する。

9-② 過去の役員経験に応じ、下記事項にて選出免除されます。

但し立候補を妨げるものではありません。

- ① 本会三役(PTA正副会長)経験者については、兄弟関係の役員を免除とする。
- ② 学級正副会長や校外指導部(支会役員)などの経験者については当該児童の役員選出を免除とする。但し、八乙女区については全学年の家庭数が少ない事もあり、従前通り再選も有り得る。
- ③ 校外指導部(支会役員)は新6学年の保護者より、各専門部の正副部長は各学級正副会長より選出する。新5年生以下の保護者への持ち下げは行わない。新6学年の保護者の中で、対象となる人数が足りない場合は新6学年保護者間での合議とする。但し保健厚生部については、今までの慣例に従い部長を新6年生の保護者から、副部長を新5年生の保護者から選出する事とする。
- ④ 校外指導部長(各支会長)の選出については、別紙ローテーション表を基に地区毎の持ち回りで選出する。
- ⑤ 評議員の経験については役員免除の対象としない。
- ⑥ 各区(沢・大出・八乙女)より選出要請される役員(分館役員等、区よりPTAとして選出を依頼された役員)の経験は、原則として役員免除の対象としない。
- ⑦ 役員選出については、原則として新6学年保護者の役員未経験者より優先して選出する。
- ⑧ 八乙女区について、全児童数が少ないことから別紙「八乙女区PTA役員選出基準」により選出する。

9-③ 選出手順(必ずPTA正副会長→支会役員→学級学年正副会長の順番で選出する)

1) 新PTA正副会長

12月初旬:PTA役員選考委員会設立

①PTA会長選挙

新6学年の保護者の中で選出対象(選出免除でない)者から立候補受付。

立候補者がいれば信任投票もしくは複数の場合選挙。立候補者がいない場合は新6学年保護者より推薦。

↓

選挙もしくは信任投票→投票結果により内示

②PTA副会長選挙(会長決定後に行う)

新6学年の保護者の中で選出対象(選出免除でない)者から立候補受付。

立候補者がいれば信任投票もしくは複数の場合選挙。立候補者がいない場合は新6学年保護者より推薦。

↓

選挙もしくは信任投票→投票結果により内示

2) 各支会役員の選出

1月中旬:新6学年の保護者の中で、各支会毎に選出対象(選出免除でない)者から立候補受付。

立候補者がいれば合議により決定。立候補者がいない場合は各支会内の推薦合議により決定。なお別紙持ち回り表により正副支会長は決定されるものとする。

3) 新2学年から5学年の学級正副会長選出

1月下旬:各学級毎、選出対象(選出免除でない)者から立候補受付。

立候補者がいれば合議により決定。立候補者がいない場合は学級内の推薦合議により決定。

学級正副会長が決まり次第、学年正副会長を立候補若しくは推薦合議により決定。

4) 専門部正副部長の選出

2月 :新6学年正副学級会長の中から立候補若しくは推薦合議により、各専門部(校外指導部は除く)正副部長を選出する。但し保健厚生部の副部長については、慣例により新5学年の学級正副会長の中から立候補若しくは推薦合議により選出する。

箕輪北小学校PTA会則

- 第1条(名称) 本会は箕輪北小学校PTAと称し、事務局を同校に置く。
- 第2条(組織) 本会は次の者をもって組織する。在学児童の父母、学校職員及び本会の目的に賛同する者。なお、本会には沢支会・大出支会・八乙女支会の地区PTAと学年PTAを置く。
- 第3条(目的) 本会は箕輪北小学校の児童教育の完全な達成に寄与することをもって目的とする。
- 第4条(事業) 本会は上記の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 児童の学習、教養、生活指導について緊密な連絡、研究に関する事項。
 - 2 児童の保健衛生、厚生及びその施設の改善に資する事項。
 - 3 会員の研修並びに相互連絡、親睦に関する事項。
 - 4 その他本会の目的を達成するに必要な事項。
- 第5条(役員) 本会に次の役員を置く。
- 会長1名 会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。
- 副会長4名 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。うち1名以上は女性とする。また、副会長の1名は教頭とし、他の副会長3名はそれぞれ幹事、会計、父親母親委員長を兼務する。
- 顧問1名 PTA活動全体に関し学校長が相談、調整にあたる。
- 運営委員 正副会長、各部長、支会長、学年会長、幹事、会計をもって委員会を構成し、理事会の原案を立案し、緊急を要する事項の処理運営にあたる。
- 理事 正副会長、正副支会長、学級正副会長、幹事、会計ほか職員をもって理事会を構成し会長の諮問に答え、本会事業、予算並びに決算、その他重要な事項を審議しその運営にあたる。
- 別に理事は次の各部に別れ各事業の遂行にあたる。
- 庶務部、○教養部、○施設部、○保健厚生部、○校外指導部、
 - 父親母親委員会
- 会計1名 会計は、予算に基づき会費の徴収事務、経費の支払い事務、決算にあたる。
- 幹事5名 幹事は各委員会、理事会等の議事そのた本会の事業状況等を議事録に記録し、議決に基づき事業の推進にあたる。
- 評議員18名 評議員は本会の事業計画、予算・決算、その他の事項について審議し、議決する。また本会事業の推進に協力する。
- 監査員3名 年1回以上会計監査を行う。
- 第6条 本会の事業遂行にあたっては、会長は理事会の協議を経て特別専門委員会を委嘱する事ができる。
- 第7条 本会の各支会には正副会長を置く。学年PTAには会長1名、副会長若干名を置く。ただし副会長1名は学年主任とする。

- 第8条(役員を選出) 本会の役員は次の方法によって選出する。
翌年度の会長副会長は、別に選考委員会を設け、次年度6学年保護者の中より会長及び女性副会長を選出する。会長の選出されなかった区より、副会長1名を選出する。選出された会長副会長は、年度末総会において承認を受ける。
選考委員は、5 学年各学級会長副会長・支会長・庶務部とし、会長を委員長、5学年会長を副委員長とする。
理事は各地区PTAより選出された地区正副支会長及び学級PTAより選出された各学級正副会長および職員をもってあてる。
評議員は各地区PTAより学年1名を選出し、学年PTA評議員をそれぞれ兼ねるものとする。
監査員は各地区より1名宛選出する。会計、幹事は会長の委嘱による。
- 第9条 本会の集会は次のように定める。
総 会 毎年2回開催し初総会においては当該年度の予算、事業の決定、その他議決、懇談等を行い、年度末総会においては本年度の事業、会計、決算の報告及び翌年の正副会長を選出する。会議の決定は全て出席者の過半数の同意による。
臨時総会 会長が必要と認めた時及び会員の5分の1以上の申し出により臨時に開催する。会議の決定は全て出席者の過半数の同意による。
- 第10条(役員任期) 役員任期は1ヵ年とし、兼任、重任を妨げないが途中より就任した者は現任者の残任期間とする。
- 第11条(会計) 本会の経費は、会費、会の事業収入及び特別寄付金をもってこれにあてる。
- 第12条(会計年度) 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会の会則の変更は総会の議決による。
- <付 則>
- 第1条 本会の事業遂行に必要な催促は別に定める。
- 第2条 学年PTA、地区PTAの会則は、必要に応じ各別に当該PTAにおいて定める。
- 第3条 会員死亡及び児童死亡の場合の香典5,000円、職員転退の餞別2,000円とし、その他慶弔に関わることについては、必要に応じ役員協議の上、敬意を表す。
- <細 則>
- 第1条 同一児童で3年間以上PTA評議員をされる場合は、プール当番や春と秋の街頭指導などの負担軽減を図る。
- 第2条 役員選出の基準・免除に関わる細部取り決めは別途「PTA役員選出基準」に基づくこととする。

第3条

八乙女区の役員選出については別途「八乙女区役員選出基準」に基づくこととする。

<付 記>

昭和28年 5月 4日制定

昭和34年 4月11日改正

昭和37年 4月21日改正

昭和45年 4月25日改正

昭和63年 3月27日改正

平成15年 3月25日改正

平成23年 3月24日改正

昭和35年 4月20日改正

昭和44年 4月24日改正

昭和50年 3月11日改正

平成 9年11月21日改正

平成17年 3月26日改正

昭和36年 5月 2日改正

昭和45年 3月23日改正

昭和50年 4月19日改正

平成13年 3月22日改正

平成22年 3月20日改正

平成 24 年 3 月 24 日 初版発行

発行者 箕輪町立箕輪北小学校 P T A

上伊那郡箕輪町中箕輪 4 7 5

電話 0 2 6 5 (7 9) 2 1 6 9

☆無断の転載（複写）等は、かたくお断りします。